

戸籍の窓口 (敬称略)

この欄に掲載を希望されないかたは届出時に窓口または総合政策課へお申し出ください。

5月届出分

お誕生おめでとう

名前	(世帯主)	行政区
柿澤 侖匠	(節雄)	根木

人口と世帯 ()内は前月比です

(6月1日現在外国籍のかたも含みます)

人口	11,039人 (-12人)
男	5,588人 (-8人)
女	5,451人 (-4人)
世帯	4,494戸 (-4戸)

5月16日～6月15日届出分

お悔やみ申し上げます

名前	(世帯主)	行政区	名前	(世帯主)	行政区
遠藤 甲子	(-)	関	清水千代子	(-)	古郡
小泉 慶治	(竹代)	関	関口 正久	(-)	中里
中沢 富喜子	(秀樹)	関	大澤 勝	(富美子)	湯本
吉田 はる江	(光雄)	北阿那志	大澤 キチ	(-)	湯本
岡田 務	(-)	小茂田	小林 進	(アサエ)	大仏
柴崎 芳治	(和雄)	沼上			

警察とみんなを結ぶ2つの「ホットライン」

1つは、皆さんがよく知っている「110番」。もう1つが「警察相談専用電話『#9110』」です。緊急ではないが警察に相談したいことがある、という場合は『#9110』へ。
*24時間受付 (夜間および土曜日・日曜日・祝日・年末年始は当直対応となります。)
■プッシュ回線：#9110
■ダイヤル回線：☎048-822-9110

○大人の救急電話相談・小児救急電話相談 (全国共通ダイヤル#7119で365日、24時間実施)

急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかどうかなどをアドバイスしますので、判断に迷ったときはお気軽にお電話ください。
■相談時間=毎日24時間
■電話番号=#7119 ☎048-824-4199 (ダイヤル回線、IP電話、PHSをご利用の場合)
※次の番号からも電話をかけられます。
○大人の救急電話相談 #7000
○小児救急電話相談 #8000
または ☎048-833-7911
※利用上のお願
この電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより、相談者の判断の参考としていただくものですので、あらかじめご理解のうえご利用ください。
■問合せ=埼玉県保健医療部医療整備課 ☎048-830-3559

○医療機関情報の問い合わせ (24時間)

救急車を呼ばなくても病院へ行くことができる場合は、児玉郡市広域消防本部指令課 (☎24-1119) で医療機関の情報をご案内します。

○在宅当番医療機関 ▶診療時間 午前9時～正午 休日の急患診療は、郡市内医療機関が輪番で行っています。

月日	医療機関名	電話番号
7月4日(日)	昭和産婦人科	☎22-2025
7月11日(日)	田所医院	☎22-3445
7月18日(日)	辻クリニク	☎35-1116
7月22日(休・祝)	寺坂医院	☎22-3343
7月23日(金・祝)	中沢皮膚科	☎22-1112
7月25日(日)	中村外科医院	☎21-6211
8月1日(日)	西澤整形外科	☎33-0600
8月8日(日・祝)	服部クリニク	☎24-4671
8月9日(月・振替)	春山眼科医院	☎21-2160

※当番医は変更になる場合がありますので、確認してからお出かけください。

○休日診療

休日の軽症の内科系診療は、本庄市児玉郡医師会医師により本庄市保健センター内の休日急患診療所で行っています。受診するときは健康保険証をお忘れなく。

☎23-3322 診療科：内科系疾患
診療時間 午前9時～午後4時 (正午～午後1時除く) 午後7時～10時 (受付：9時45分まで)
住 所 本庄市北堀1422-1 (本庄市民文化会館隣)

○平日夜間診療

毎週木曜日に、休日急患診療所で内科系疾患の夜間診療を行っています。
☎23-3322 診療科：内科系疾患
診療時間 毎週木曜日 午後8時～10時 (受付：9時45分まで)
※木曜日が祝日・年末年始 (12月30日～1月3日) にあたる場合の診療時間は、休日診療と同じです。



荒川の風景画を募集します

荒川美化、愛護の意識や河川への意識を啓発することを目的に、荒川の風景画を募集します。入賞者には、応募していただいた絵をスタンドにして贈呈します。ぜひ、ご応募ください。

対象 小学生

応募期間 7月1日(木)～9月15日(水)

題材 荒川流域の川やダム、風景

申込方法 荒川上流

河川事務所ホーム

ページ 令和3年度

荒川図画コンク

ル ページをご覧ください。

問合せ 荒川図画コンクール実行

委員会事務局 (荒川上流河川事

務所 調査課)

☎049・246・6360



荒川上流河川事務所 ホームページQRコード

本庄看護学校

令和4年度 入学希望者学校説明会

令和4年度入学希望者向けの学校説明会を行います。

日時 7月31日(土)

1回目 午前10時～

2回目 午後1時～

定員 各回30名
申込方法 7月30日(金) 午後4時までに電話でお申込みください。

※中学卒業見込以上のかたが対象となります。

※給付金・支援金については、ホームページをご覧ください。

問合せ 本庄看護学校 ☎23・1041

本庄看護学校 ホームページQRコード

食品衛生法が改正されました

食品の営業届出が必要です

食品衛生法の改正により、野菜や弁当などを販売する営業者は、11月30日(火)までに所管の保健所に「営業届出」の提出が必要です。

「食品衛生申請等システム」を用いて、オンラインで提出できます。ぜひ、ご利用ください。

問合せ 本庄保健所 ☎22・6481

埼玉県食品安全課 ☎048・830・3608

食品衛生申請等システム QRコード

これから時期は、特に食中毒に注意しましょう!!

暑い季節は、細菌による食中毒

の発生が多くなります。食中毒予防の3原則を行い、健康に過ごしましょう。

① 菌をつけない：十分な手洗いを行いましょう。

② 菌を増やさない：細菌が増殖しないように低温保存(10℃以下)しましょう。

③ 菌をやっつける：食品は中心部までよく加熱(75℃以上、1分間以上)して、すぐに食べましょう。

・食肉は、生や加熱不十分な状態では、絶対に食べないでください。

・生肉とそれ以外の食品を扱う場合、箸やトングは、必ず使い分けてください。

問合せ 本庄保健所 ☎22・6481

蚊を介する感染症の予防対策

感染症流行地域へ渡航する場合には万全な対策を

取ります。

ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症に

かかると考えられます。

蚊が媒介する感染症にからな

いたためには、住民一人ひとりが、

感染症の流行地域で蚊に刺されな

い対策をすることが重要です。

○ 感染症流行地域では、蚊に刺さ

れないようにしましょう。

・ 海外へ渡航する際には、渡航前

に現地での流行状況を把握しま

しょう。もし蚊を媒介とする感

染症の流行地域へ渡航される場

合には、蚊に刺されないように

万全な対策をしましょう。

・ 屋外の蚊が多くいる場所で活動

する場合は、できるだけ肌を露

出せず、虫よけ剤を使用するな

ど、蚊に刺されない対策をしま

しょう。

○ 住まいの周囲に、蚊を増やさ

ないようにしましょう。

・ 蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に

放置された空き缶に溜まった雨

水など、小さな水たまりで発生

します。日頃から住まいの周囲

の水たまりを無くすように心が

けましょう。

※蚊の活動はおおむね10月下旬頃

で終息します。これらの対策は

10月下旬頃までを目安に行いま

しょう。

